187

質問第一八七号平成二十九年三月三十一日提出

パチスロ遊技機の旧基準機の認定問題等に関する質問主意書

提出者 高井崇志

パチスロ遊技機の旧基準機の認定問題等に関する質問主意書

十四四 界団体である日本電動式遊技機工業協同組合 することで容易に不正改造をすることが可能となる。例えば業界紙の報道によれば、パチスロメーカーの業 能を持たせる仕様の遊技機が主流となっていた。 うに改ざんされており、 交換される事案が発生し、 近年回胴 回総会において、 式遊技機、 4 「二〇一三年に何者かによってサブ基板をほとんど目視では判らない精巧な改造品に ホール並びに わゆるパチスロ遊技機、 当該基板の口 般の遊技者が損失を被る恐れのあることを確認した」こと、 ムはその内容を知りうるものが意図的に遊技メダルを搾取できるよ (以下「日電協」) は、二〇一四年六月十三日に開催した第三 しかしながらこうした遊技機は、 においては 「サブ基板」と呼ばれる周辺基板に一 サブ基板を不正品と交換 部出 一行政 玉性

板による出玉性能の制御を禁止している。 を実施するとともに、業界内の遊技機の基準を見直し、二〇一五年十二月以降適用された新基準ではサブ基 実際日電協及びパチスロメーカーは、 後日四機種、 他方で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 十七万台以上のパチスロ遊技機のサブ基板の点検作業

当局からこうした不正改造事案に対し早急な対策が求められている」ことを述べている。

第二十条に定める検定を二〇一五年十二月以前に通過し出荷された旧基準の遊技機

以

風営適正化法」)

下 「旧基準機」) は、 依然としてパチンコホールで営業の用に供されたままである。

改造問題への対応と併せて、平成二十九年三月八日の衆議院内閣委員会において、私から国家公安委員会及 こうしたパチスロ遊技機の旧基準機の不正改造問題に関しては、 いわゆるパチンコ遊技機の遊技くぎ不正

び警察庁の見解を質したところであるが、不十分なところがあったため、本質問主意書において当該答弁の

内容や政府の取り組みの詳細について以下確認する。

査を行っている」と答弁したが、当該調査の結果はいつ、どのような形で発表される予定なのか。 ンコメーカーから報告を求めるなど、 平成二十九年三月八日の衆議院内閣委員会において、 検定機と性能の異なる可能性のある遊技機が出荷された原因等の調 松本純国家公安委員長は 現在、 警察では各パチ

び型式の検定等に関する規則第十一条第二項に定める検定の取り消し処分を全国的に実施すべきと考える を受けた型式に属さない遊技機を検定を受けた型式に属する遊技機として販売したこと」が判明した場 また当該調査によりパチンコメーカーが 各都道府県警に対処を任せるのではなく、警察庁として各都道府県警を指揮監督し、遊技機の認定及 「偽りその他不正の手段により検定を受けたこと」又は 「検定

が、

政府としての見解を問う。

多くは、 けることはできない」と答弁している。他方二○一五年十二月以前に検定を通過し出荷された旧基準機の それのある遊技機の基準』に該当することから、 を及ぼす機能を有するものについては、 平成二十九年三月八日の衆議院内閣委員会において、 周辺基板であるサブ基板に内部抽選で当選した小役を液晶や盤面パネル等で確率的に告知するナ 風営適正化法施行規則第八条に定める『著しく射幸心をそそるお 同基準に該当しない旨の都道府県公安委員会の認定を受 警察庁は 「遊技機の周辺基板が遊技の結果に影響

ていることから、 に備えていると考えられ、 このような旧基準機の構造は に抵触していると考えるが、政府の見解を問う。 風営適正化法施行規則第八条に定める「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基 実際過去にサブ基板のプログラム改ざんを狙った大規模不正改造事件が発生し 「遊技の結果に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある機能 を周 辺基板 ビゲーション機能が具備されている。

三パチンコホールが、 いと考えるが間違いないか、 の基準」に該当する遊技機を設置して営業を行うことは、 風営適正化法施行規則第八条に定める「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機 政府の見解を問う。 風営適正化法第二十条第一項に抵触し許されな

また仮にパチンコホ ールが、 風営適正化法施行規則第八条に定める「著しく射幸心をそそるおそれのあ

る遊技機の基準」に該当する遊技機を現に設置して営業していた場合、 早急に撤去する必要があると考え

るが間違いないか、政府の見解を問う。

兀 検定を通過した型式に属する遊技機または認定を取得した遊技機に、事後的に「容易に不正な改造その

他の変更が加えられるおそれのある」構造的な欠陥が判明した場合、 過去の検定や認定の取得の有無に関

わらず、 当該遊技機は風営適正化法施行規則第八条に違反するものとして営業に用いてはならず、パチン

コホールは直ちに撤去する必要があると考えるが、 間違いないか。 政府の見解を問う。

政府の見解は如何か。

右質問する。